

財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団寄附行為

(昭和32年8月23日発足)

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府スポーツ・教育振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪市城東区蒲生二丁目10番28号大阪府城東庁舎内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学校給食の普及充実並びに体育、スポーツ、レクリエーション、教育及び文化(以下「スポーツ等」という。)の振興を図り、もって府民生活の向上及び健康の保持増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の供給及び学校給食の普及充実
- (2) スポーツ等に関する普及啓発
- (3) スポーツ等に関する指導者養成
- (4) スポーツ等に関する情報の収集・提供及び相談
- (5) スポーツ等に関する出版物等の刊行及び販売
- (6) スポーツ等の用に供する施設の管理運営の受託
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品及び交付金
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の財産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財団目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、定期預金とする等安全確実な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得て、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、資産から生ずる収入、事業に伴う収入、委託料及び寄附金その他運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、大阪府教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も、同様とする。

(特別会計)

第11条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び財産増減事由書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に、大阪府教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意を得て、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定める場合を除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。借入金(その会計年度内の収入をもって償還する借入金を除く。)の借入れについても、同様とする。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13 名以上 20 名以内 (うち、理事長 1 名、常務理事 1 名以上 3 名以内)

(2) 監事 2 名

(役員を選任)

第 17 条 この法人の役員は、理事会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 常務理事は、理事会の同意を得て、理事のうちから理事長が指名する。

4 理事及び評議員は、相互に兼ねることができない。

5 特定の理事とその親族その他特殊関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

6 監事は、理事、評議員及び職員を兼ねることができない。

7 理事と監事との間及び監事相互の間に、親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務)

第 18 条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見した場合にこれを理事会、評議員会又は大阪府教育委員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合に、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 20 条 役員任期は、2 年とし、再任を防げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事の現在数及び評議員の現在数の各々の 4 分の 3 以上の同意を得て、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 22 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

3 役員には、費用を弁償することができる。

4 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議員選出)

第 23 条 この法人に、評議員 20 名以上 30 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特殊の関係のある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 前2条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問及び参与)

第25条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱するものとし、この法人の重要事項に関して理事長の諮問に応ずる。

(職員)

第26条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の会議)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事長は、やむを得ない事情により理事会を開催することができない場合において議決を必要とする事項、又は簡易な事項について、書面をもって賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。
- 4 前項の規定に基づき処理した場合は、理事長は、次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

(評議員会)

第29条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 基本財産の取得及び処分
- (4) 長期借入金の借入れ

- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるもの以外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 第27条第1項及び第28条は、評議員会にこれを準用する。この場合において第27条第1項及び第28条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 3 評議員会の議長は、その都度評議員会において選出する。
- (議事録)
- 第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更並びに解散

- (寄附行為の変更)
- 第31条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々3分の2以上の同意を得て、かつ、大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。
- (解散)
- 第32条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の同意を得て、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければならない。
- (残余財産の処分)
- 第33条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々4分の3以上の同意を得て、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補 則

- (書類及び帳簿の備付等)
- 第34条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。
- ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。
- (1) 寄附行為
 - (2) 役員、評議員、顧問、参与及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 財産目録
 - (4) 資産台帳及び負債台帳
 - (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (6) 理事会及び評議員の議事に関する書類
 - (7) 官公署往復書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第4号まで及び同項第6号の書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は、10年以上、同項第7号及び第8号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。
- (細 則)
- 第35条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。